

新型インフルエンザ等対策特別措置法 について

～的確な危機管理のために～

新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景について

東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。

このような高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。

平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、

- ・平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
- ・新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性



- 政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定。

鳥インフルエンザ(H5H1)発生国及び人での確定症例(2003年11月以降)

(WHO・OIEの正式な公表に基づく)



注) 上図の他、人への感染事例として、
 1997年香港(H5N1 18名感染、6人死亡)
 1999年香港(H9N2 2名感染、死亡なし)
 2003年香港(H5N1 2名感染、1人死亡)
 2003年オランダ(H7N7 89名感染、1人死亡)
 2004年カナダ(H7N3 2名感染、死亡なし)
 2007年英国(H7N2 4名感染、死亡なし)等 がある。

■: 家きん等でのH5N1が認められた国
 ■: 人でのH5N1発症が認められた国

参考: WHOの確認している発症者数
 は計607人(うち死亡358人)

2012年7月6日現在

厚生労働省健康局結核感染症課作成

WHOに報告されたヒトの鳥インフルエンザ(H5N1)確定症例数

(2012年7月6日現在)

	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2009年		2010年		2011年		2012年		合計	
	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数
アゼルバイジャン	0	0	0	0	0	0	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5
バングラデシュ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3	0	6	0
カンボジア	0	0	0	0	4	4	2	2	1	1	1	0	1	0	1	1	8	8	3	3	21	19
中国	1	1	0	0	8	5	13	8	5	3	4	4	7	4	2	1	1	1	2	1	43	28
ジブチ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
エジプト	0	0	0	0	0	0	18	10	25	9	8	4	39	4	29	13	39	15	10	5	168	60
インドネシア	0	0	0	0	20	13	55	45	42	37	24	20	21	19	9	7	12	10	7	7	190	158
イラク	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
ラオス	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
ナイジェリア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
タイ	0	0	17	12	5	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	17
トルコ	0	0	0	0	0	0	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4
ベトナム	3	3	29	20	61	19	0	0	8	5	6	5	5	5	7	2	0	0	4	2	123	61
合計	4	4	46	32	98	43	115	79	88	59	44	33	73	32	48	24	62	34	29	18	607	358

注: 確定症例数は死亡例数を含む。

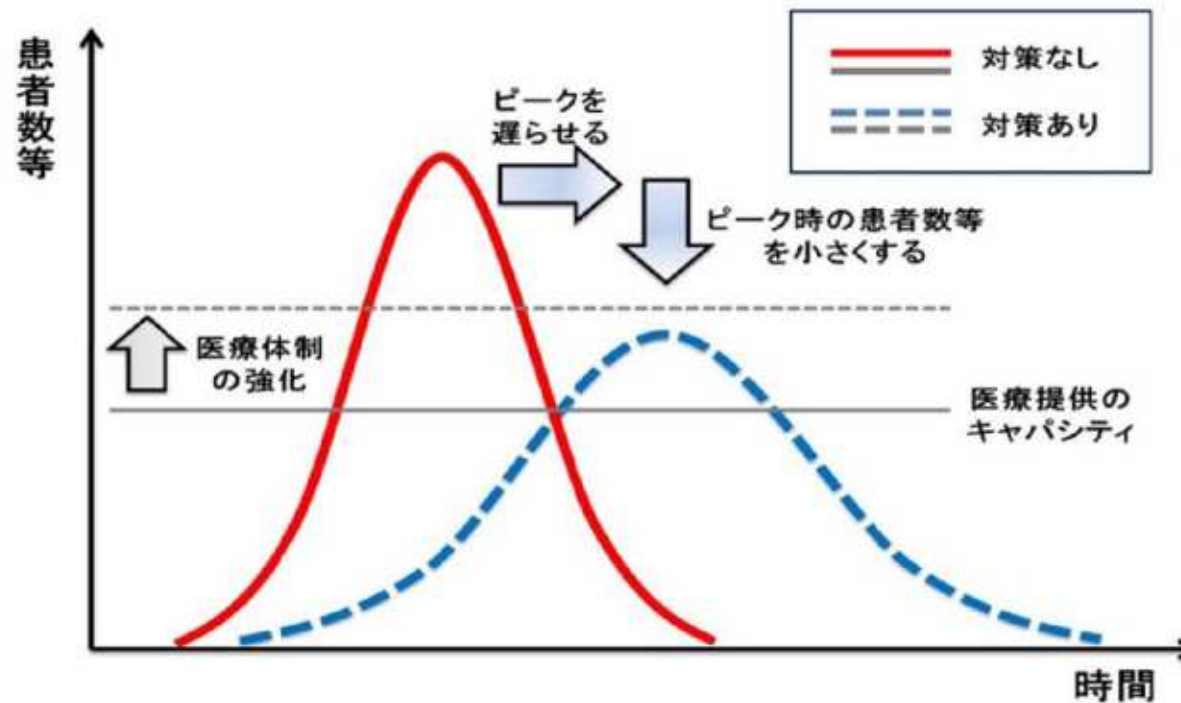
WHOは検査で確定された症例のみ報告する。

新型インフルエンザ等対策の基本方針

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

⇒迅速な対策のための明確な体制を構築する。

＜対策の効果 概念図＞



新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的大流行のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的大流行のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者※)の従業員等に対する先行的予防接種の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的大流行により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
 - ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
 - ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
 - ④ 緊急物資の運送の要請・指示
 - ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
 - ⑥ 埋葬・火葬の特例
 - ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
 - ⑧ 行政上の申請期限の延長等
 - ⑨ 政府関係金融機関等による融資
- 等



○ 施行期日: 公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例

新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 発 生

第一段階 海外で発生(病原性が不明な段階)

政府対策本部立ち上げ

行動計画に基づき、基本的対処方針策定
検疫の実施、特定接種の実施等

第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

病原性等が強いおそれがある場合

緊急事態宣言

外出自粛、催物の開催の制限の要請等
住民への予防接種
臨時の医療施設における医療提供 等

緊急事態宣言終了

左 記 以 外

本部のみ継続

本部の廃止

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置【15条】

- ①基本的対処方針の作成【18条】
- ②特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施【28条】
- ③海外発生時の水際対策の的確な実施【29、30条】
- ④現地対策本部の設置(必要に応じて)【16条】

都道府県対策本部の設置【22条】

- ①特定接種の実施への協力【28条】
- ②医師等への医療従事者の要請・指示等【31条】

＜市町村＞

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- ①特定接種の実施への協力【28条】

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)【31条】

＜国＞

- ⑤まん延の防止に関する措置
 - ・住民に対する予防接種の実施指示【46条】
- ⑥国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

- ③まん延の防止に関する措置
 - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示【45条】
- ④予防接種の実施への協力【46条】
- ⑤医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売【47条】
 - ・臨時の医療施設の開設、土地等の使用【48条、49条】
- ⑥国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示【54条】
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用【55条】
- ⑦緊急時の埋葬・火葬【56条】

市町村対策本部の設置【34条】

- ②予防接種の実施
 - ・住民に対する予防接種【46条】

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止【21条、25条】

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止【37条(25条準用)】

責務等について【法第3～5条】

国の責務

- ① 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症。以下同じ)が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備すること。
- ② 新型インフルエンザ等及びワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めること。
- ③ 世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国等との国際的な連携を確保するとともに、調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めること。

地方公共団体の責務

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進すること。

指定(地方)公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、対策を実施すること。

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

事業者及び国民の責務

- ① 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならないこと。
- ② 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- ③ 特定接種の対象となる登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないこと。

基本的人権の尊重

国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。